

## おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、CO<sub>2</sub>削減・プラスチック削減に取り組む事業者を、県がおおいたグリーン事業者（以下「認証事業者」という。）として認証し、認証事業者の取組を支援することにより、県内事業者等のCO<sub>2</sub>削減・プラスチック削減の促進に寄与することを目的とする。

### (認証資格)

第2条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業者（以下「申請者」という。）に対して認証を行う。

- (1) 県内に事業所等を有する法人、団体、又は個人事業主（国及び地方公共団体を除く）であること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 申請者又はその代表者・役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 業務上許認可等が必要となる業種にあつては、その許認可等を受けていること。

### (認証申請)

第3条 申請者は、おおいたグリーン事業者認証制度申請書（様式第1号）を電磁的方法又は書面により、知事に提出しなければならない。認証部門は次の各号に掲げるものとし、申請者が複数の部門について申請することを妨げない。

(1) 脱炭素部門

(2) 脱プラスチック部門

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の業務内容等を証する書類

(2) 県税の納税証明書

(3) 誓約書（様式第2号）

(4) 業務上許認可等が必要となる業種にあつては、業務上必要な許認可等を受けていることを証する書類

3 前項に規定するほか、認証申請に必要な書類はおおいたグリーン事業者認証制度（脱炭素部門）実施要領（以下「脱炭素部門要領」という。）又はおおいたグリーン事業者認証制度（脱プラスチック部門）実施要領（以下「脱プラ部門要領」という。）に定める。

(認証要件)

第4条 認証要件は、脱炭素部門要領又は脱プラ部門要領に定める。

(審査)

第5条 知事は、おおいたグリーン事業者認証制度認証審査会（以下「審査会」という。）において、認証及び認証の更新についての審査を行う。

2 審査会の設置等については、おおいたグリーン事業者認証制度認証審査会設置要綱に定める。

(認証)

第6条 知事は、申請者が前条による審査を経て認証要件に適合していると認めたときは、おおいたグリーン事業者認証制度認証書（様式第3号）を交付しなければならない。

2 認証の有効期間（以下「認証期間」という。）は、認証した日から認証した年度の翌年度末までとする。

(更新申請)

第7条 認証事業者のうち、認証の更新を受けようとする事業者は、おおいたグリーン事業者認証制度更新申請書（様式第4号）を認証期間が満了する年度の1月末までに、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定するほか、更新に必要な書類は脱炭素部門要領又は脱プラ部門要領に定める。

3 更新がされたときは、その認証期間は、従前の認証期間の満了の日の翌日から起算し、更新した年度の翌年度末までとする。

4 更新の申請を行わず、認証期間を満了した事業者は、認証の効力を失う。

(報告)

第8条 認証事業者は、認証期間における取組等の実績を報告しなければならない。

2 報告の方法等については、脱炭素部門要領又は脱プラ部門要領に定める。

(調査等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、認証事業者に対して、認証資格その他認証に関する事項を調査することができる。

(変更の届出)

第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかにおおいたグリーン事業者認証制度名称等変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

ない。

- (1) 認証事業者の所在地又は名称
- (2) 認証事業者の代表者
- (3) 取組内容の変更

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、認証資格又は認証要件を満たさなくなると見込まれる等の事情があるときは、あらかじめ、電磁的方法又は書面により、認証の辞退を申し出ることができる。

2 認証の辞退を申し出た認証事業者は、認証期間を満了せずに、その申出と同時に、当該認証の効力を失う。

(認証の取消し)

第12条 知事は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。
- (2) 認証資格又は認証要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 第8条に規定する報告を行わなかったとき。
- (4) その他知事が認証事業者として適当でないと認めるとき。

2 知事は、認証を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(認証ロゴマークの利用等)

第13条 認証ロゴマークの利用等については、おおいたグリーン事業者認証制度認証ロゴマーク取扱要領に定める。

(表彰)

第14条 知事は、取組項目の取組状況について顕著な実績を収めた認証事業者について、別に定めるところにより表彰することができる。

(情報発信)

第15条 知事は、認証事業者の名称、取組み内容等を県ホームページ等で紹介し、広く情報発信する。

2 知事は、第4条により認証をしたとき又は第10条により取組内容等の変更を確認したときは、県ホームページ等に掲載した情報を速やかに変更する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行)

第1条 この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和5年12月31日までに認証申請をした事業者については、第6条第2項中「翌年度末」を「翌々年度末」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。